

## 参 考 资 料



### 第3章 会員

(会員)

第6条 本会の会員は、第2条に定める区域の住民を対象とする。

(入会)

第7条 本会に入会しようとする場合は、会長に届け出なければならない。

2 本会は、正当な理由なく、入会の届け出を拒んではならない。

(脱会)

第8条 次のような場合は、本会を脱会したものとする。

(1) 本人から脱会の届け出があった場合

(2) 転居や死亡などにより第2条に定める区域に住所を有しなくなった場合

(会費)

第9条 会費は、1世帯あたり月額 円とする。

(個人情報の取扱い)

第10条 本会の会員から取得した個人情報は、個人情報取扱細則に定め、適正に運用するものとする。

### 第4章 役員

(役員)

第11条 本会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 ○名

(3) 会計 ○名

(4) 会計監査 ○名

(5) 専門部長 ○名

(6) 組長 ○名

(7) 顧問 ○名

(役員を選出)

第12条 会長、副会長、会計、会計監査、専門部長、顧問は、総会でこれを選出する。

2 組長は、各組から輪番で選出する。

(役員職務)

第13条 役員職務は、次のとおりとする。

(1) 会長 本会を代表し、会を総括する。

(2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代行する。

(3) 会計 本会の出納事務を処理し、関係書類を管理する。

(4) 会計監査 本会の会計の監査を行う。

(5) 専門部長 各専門部の代表として、専門部の活動にあたる。

(6) 組長 各組の会員相互の連絡などの事務を行う。

(7) 顧問 本会の役員に対して、必要な助言を行う。

( 役員の任期 )

第 14 条 役員の任期は、〇年とし、再任を妨げない。

2 役員が任期中に辞任したとき、後任の役員の任期は、前任の役員の残任期間とする。

## 第 5 章 会議

( 会議の種類 )

第 15 条 本会の会議は、総会、役員会とする。

( 決議事項 )

第 16 条 総会は、次の事項を議決する。

( 1 ) 予算および決算に関する事項

( 2 ) 役員の選出に関する事項

( 3 ) 会則に関する事項

( 4 ) その他、本会の重要事項に関する事項

2 役員会は、次の事項を議決する。

( 1 ) 総会に付議すべき事項

( 2 ) 総会で議決した事項の執行に関する事項

( 3 ) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

( 開催および招集 )

第 17 条 定例総会は、年 1 回開催し、会長が招集する。

2 臨時総会は、会員の〇分の 1 以上の請求があったとき、または役員会で総会開催の決議があった時に開催するものとし、会長が招集する。

3 役員会は、必要に応じ、または役員の〇分の 1 以上の請求があったとき、会長が招集する。

( 定足数 )

第 18 条 総会は、会員の 2 分の 1 以上の出席がなければ、開会することができない。

2 役員会は、役員の 2 分の 1 以上の出席がなければ、開会することができない。

3 ただし、やむを得ない事情で出席できないものは、委任状又は表決書面の提出により、出席者の数に加えるものとする。

( 議長 )

第 19 条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

2 役員会の議長は、会長をもって議長とする。

( 議決 )

第 20 条 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

( 総会の議事録 )

第 21 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

( 1 ) 日時および開催場所

( 2 ) 会員の現在数および出席した会員数

( 3 ) 議決事項

( 4 ) 議事の経過の概要および結果

( 5 ) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名しなければならない。

## 第 6 章 会計

( 経費 )

第 22 条 本会の運営に要する経費は、会費、寄付金、その他収入をもってあてる。

( 収支予算 )

第 23 条 本会の収支予算は、総会の決議により定める。

( 収支決算 )

第 24 条 収支決算は、事業年度終了後 箇月以内に、会計監査を経て、総会の承認を得なければならない。

( 事業年度 )

第 25 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第 7 章 雑則

第 26 条 本会則施行に関し必要な事項についての細則は、別に役員会の議決により定める。

## 附則

この会則は、○年 月 日から施行する。

## 〇〇自治会 個人情報取扱細則（例）

### （目的）

第 1 条 この細則は、本会が保有する個人情報の適正な取扱いに関する事項を定めることにより、事業の円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的とする。

### （責務）

第 2 条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、本会の活動において個人情報を適正に取扱うものとする。

### （周知）

第 3 条 本会は、個人情報取扱細則を総会資料、又は回覧で年一回は会員に周知する。

### （取得）

第 4 条 本会が個人情報を取得する場合は、利用目的を達成する必要のある最小限の個人情報にとどめ、本人の同意を得るものとする。

### （利用）

第 5 条 本会が取得する個人情報は次の目的のために利用し、目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱わないこととする。

（ 1 ）自治会会員名簿及び区域図の作成

（ 2 ）会費の請求・管理

（ 3 ）入学祝、敬老祝等の対象者の把握

（ 4 ）総会開催や行事の際の連絡・調整

（ 5 ）災害時、緊急時に必要な連絡・調整

2 前項の目的以外に利用する場合は、個人情報保護に関する法令等に別異の定めがある場合を除き、変更する目的について、あらかじめ本人の了承を得るものとする。

### （管理）

第 6 条 会員から取得した個人情報は、会長又は会長が指定する役員が保管し、適正に管理するものとする。

2 自治会会員名簿及び個人情報が含まれる文書等は、配布を受けた会員が適正に管理するものとする。

3 個人情報を保管する者は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

4 保有する個人情報について、開示又は訂正、削除の申し出があった場合は、該当する個人情報を速やかに開示又は訂正、削除するものとする。

5 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに破棄するものとする。

(提供)

第7条 個人情報には次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人命、身体又は財産の保護のために必要であり、かつ本人の同意を得ることが困難な場合

(3) 公衆衛生、児童の健全育成の推進に特に必要であり、かつ本人の同意を得ることが困難な場合

(4) 国や地方公共団体等に協力する必要があるあり、かつ本人の同意を得ることによって事務遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

(5) 役員に関する個人情報について、国や地方公共団体、近隣自治会等に対し、自治会に関する事務を遂行するために必要がある場合

(6) その他、本会であらかじめ決めた提供先

(改廃)

第8条 本細則の改廃は、総会の決議を経なければならない。

附則

1 本細則は、○年 月 日から実施する。

## (2) 予算書 様式例

科目は、各町内会・自治会の活動内容などにあわせて、わかりやすい表記となるように設定しましょう。

摘要の欄には、それぞれの科目ごとの内訳などを記載するとわかりやすくなります。

\*このデータは、宇治市役所ホームページでも公開しておりますので、ご活用ください。

### 〇〇年度 〇〇自治会予算書（例）

#### 【収入の部】

（単位：円）

科目	本年度	前年度	増減	摘要
前期繰越金	150,000	0	150,000	前年度からの繰越金
会費	600,000	540,000	60,000	6,000円×世帯数 本年度10世帯増
古紙回収収入	40,000	40,000	0	古紙回収事業に対する市からの報償金
公園管理収入	40,000	40,000	0	公園の管理に対する市からの報償金
寄付金	20,000	20,000	0	町内企業からの寄付金
夏祭り売上	99,000	99,000	0	出店の売上金
雑収入	1,000	1,000	0	預金利息等
合計	950,000	740,000	210,000	

#### 【支出の部】

（単位：円）

科目	本年度	前年度	増減	摘要
通信費	5,000	5,000	0	切手代1,000、電話代4,000
事務用品費	5,000	5,000	0	事務用品の購入
印刷費	60,000	50,000	10,000	会報等の印刷
事業費	200,000	190,000	10,000	夏祭り150,000、防災訓練50,000
清掃費	120,000	110,000	10,000	草刈業者委託料
助成費	120,000	110,000	10,000	子供会60,000、喜老会60,000
備品費	150,000	0	150,000	防災倉庫100,000、清掃用具50,000
集会所運営費	50,000	40,000	10,000	光熱水費30,000、消耗品購入20,000
福祉費	20,000	20,000	0	敬老祝い20,000
予備費	220,000	210,000	10,000	
合計	950,000	740,000	210,000	



### (3) 決算書 様式例

科目は、予算書で設定した科目に合わせるのが基本です。

摘要の欄には、それぞれの科目ごとの内訳などを記載するとわかりやすくなります。

\*このデータは、宇治市役所ホームページでも公開しておりますので、ご活用ください。

#### 〇〇年度 〇〇自治会決算書（例）

##### 【収入の部】

（単位：円）

科 目	予算額	決算額	増 減	摘 要
前期繰越金	150,000	150,000	0	前年度からの繰越金
会 費	600,000	600,000	0	6,000円×世帯数 本年度10世帯増
古紙回収収入	40,000	45,000	5,000	古紙回収事業に対する市からの報償金
公園管理収入	40,000	40,000	0	公園の管理に対する市からの報償金
寄付金	20,000	20,000	0	町内企業からの寄付金
夏祭り売上	99,000	140,000	41,000	出店の売上金
雑収入	1,000	2,000	1,000	預金利息等
合 計	950,000	997,000	47,000	

##### 【支出の部】

（単位：円）

科 目	予算額	決算額	増 減	摘 要
通信費	5,000	4,000	-1,000	切手代1,000、電話代3,000
事務用品費	5,000	5,000	0	事務用品の購入
印刷費	60,000	55,000	-5,000	会報等の印刷
事業費	200,000	200,000	0	夏祭り150,000、防災訓練50,000
清掃費	120,000	120,000	0	草刈業者委託料
助成費	120,000	120,000	0	子供会60,000、喜老会60,000
備品費	150,000	140,000	-10,000	防災倉庫95,000、清掃用具45,000
集会所運営費	50,000	50,000	0	光熱水費30,000、消耗品購入20,000
福祉費	20,000	20,000	0	敬老祝い20,000
予備費	220,000	0	-220,000	
合 計	950,000	714,000	-236,000	

収入総額	997,000	
支出総額	714,000	
差引残高	283,000	次年度へ繰越

## (4) 総会等の書面表決 様式例

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等として、町内会・自治会の総会などについては、開催方法、委任状による議決または書面による表決などをご検討ください。こちらでは書面による表決についての様式例を案内します。

\*このデータは、宇治市役所ホームページでも公開しておりますので、ご活用ください。

定期総会通知文（書面表決例） 各自治会の実情に合わせ、加工してお使いください。	令和〇年〇月〇〇日
--------------------------------------------	-----------

〇〇自治会員 各位

〇〇〇〇自治会  
会長 〇〇 〇〇

〇〇自治会令和〇年度定期総会の開催（書面表決）について（通知）

日頃から、自治会活動にご理解、ご協力いただき、誠にありがとうございます。

当自治会では、例年この時期に定期総会を開催しておりますが、新型コロナウイルス感染防止の観点から、書面表決とさせていただきます。

つきましては、別紙「定期総会資料一式」をご確認のうえ、本紙キリトリ線以下の書面表決書にご署名及び各議案への賛否をご記入いただき、令和〇年〇月〇日必着で、書面表決書を〇〇〇〇までご提出ください。

議案の可決につきましては、ご提出いただいた書面表決書のうち、賛成が過半数を超えた場合に可決とさせていただきます。何とぞご理解のほど、よろしくお願いいたします。なお、令和3年〇月〇日に開催しました役員会において、各議案については審議済みであることを申し添えます。

問い合わせ先 会長 〇〇 〇〇 電話番号 - -
--------------------------------

----- キリトリ線 -----

書面表決書

令和〇年〇月〇〇日

住所  
氏名（自署名）

私は、〇〇自治会令和2年度定期総会における下記議案について、次のとおり表決します。

議案番号	議 案	賛成	反対
第1号議案	令和〇年度事業報告の件		
第2号議案	令和〇年度決算報告の件		
第3号議案	令和〇年度役員（案）の件		
第4号議案	令和〇年度事業計画（案）の件		
第5号議案	令和〇年度予算（案）の件		

【意見】（※ご意見がありましたらお書きください。）

（注）1. 各議案について、「賛成」・「反対」いずれかに〇印で表示してください。

2. 「賛成」・「反対」の両方に〇印がある場合および両方に〇印がない場合には、その議案について賛成とみなします。

令和〇年〇月〇日

〇〇自治会 会員各位

〇〇自治会  
会長 〇〇 〇〇

令和〇年度 〇〇自治会総会書面議決の結果について

日頃から、自治会活動にご理解、ご協力いただき、誠にありがとうございます。  
さて、本年度の総会は書面での議決とし、令和3年〇月〇日必着で書面表決書をご提出いただきました。  
その結果について下記のとおりご報告いたします。

記

令和〇年度 〇〇自治会総会議決結果

議案

第1号議案	令和〇年度事業報告	賛成〇〇、反対〇〇
第2号議案	令和〇年度決算報告	賛成〇〇、反対〇〇
第3号議案	令和〇年度役員（案）	賛成〇〇、反対〇〇
第4号議案	令和〇年度事業計画（案）	賛成〇〇、反対〇〇
第5号議案	令和〇年度予算（案）	賛成〇〇、反対〇〇

結果

すべての議案について、過半数の賛成をもって可決されました。  
第〇号から第〇号までの議案について、過半数の賛成をもって可決されました。  
第〇号議案について、過半数の賛成をもって可決されました。  
第〇号議案について、過半数の反対をもって否決されました。  
第〇号から第〇号までの議案について、過半数の反対をもって否決されました。  
すべての議案について、過半数の反対をもって否決されました。

特記事項

〇〇〇〇〇〇〇〇

## (4)未加入者向け案内等 作成例

町内会・自治会の未加入者に対する加入促進のための加入案内文と啓発リーフレットの作成例です。

\*このデータは、宇治市役所ホームページでも公開しており、他にも作成例があります。

【注意】 インターネット上には、イラストや画像が多数掲載されていますが、無断使用は著作権侵害となりますのでご注意ください。無料で利用できるものであっても利用規約等を確認したうえで利用しましょう。写真に掲載する場合は、写っている方に掲載の許可を得る等の確認をしましょう。

### < 転入者向け加入案内文 >

○○年○○月○○日	
○○地域に転入された皆様	自治会長 宇治 太郎
自治会への加入のご案内について	
時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。	
さて、この度は、○○地域にご転入されましたこと、	自治会を代表し、心より
歓迎いたします。	
自治会は、個人が感じている地域への思いや願いを地域全体に反映させる上で、重要な役割を担っており、自治会でも、住民同士の親睦を深め、お互いが助け合う安全で安心なまちづくりのため、日々活動に取り組んでおります。	
自治会への加入は任意ですが、私たちの住むまちを、私たちの手でより住みやすいまちにするため、是非とも自治会へ加入していただきますようご協力をお願いいたします。	
自治会への加入をお考えの場合は、会長又は組長までご連絡ください。	
自治会	
< 地域 > 宇治市○○地域 ( 世帯 )	
< 主な活動 > 夏祭り ( 8月 ) 避難訓練 ( 11月 )	
総会 ( 年3回 ) 公園や道路の清掃活動 ( 月1回 )	
< 会費 > 月200円 ( 4月に1年間分を一括徴収しております。 )	
後日、組長がご自宅に伺います。	
< 連絡先 > 会長 宇治 太郎 ( - )	
組長 宇治 花子 ( - )	
ご不明な点等ございましたら会長又は組長までお気軽にご相談ください。	

## 町内会・自治会に 加入しましょう!!

町内会・自治会は、自分たちの住んでいる地域を自分たちの手でより住みやすいまちにするために活動しています。万が一の場合には、日頃からの地域のつながりが大切です。地域の活動や行事に参加して地域のつながりを深めましょう。

### 親睦行事

毎年、夏祭りや運動会等を行っています。ご近所同士の交流を深め、信頼関係を築いていきましょう。



### 防災訓練

昨年はバケツリレーや炊き出し等を行いました。もしもの時に助け合える環境作りに取り組んでいます。

### 美化活動

定期的に公園の草取りやクリーン活動を行っています。みんなで、きれいなまちにしましょう。



町内会・自治会は、地域の皆さんの助け合いによって成り立っています。町内会・自治会に参加しましょう。

町内会・自治会への加入等のお問い合わせは、下記までお願いします。

町内会・自治会名	町内会
会長名(担当者名)	宇治市 太郎
連絡先	-

## (5) 宇治市公立集会所

### 宇治市内にある公立集会所一覧(自治振興課所管分)

大字	集会所名	集会所所在地	大字	集会所名	集会所所在地
六地藏	六地藏南集会所	六地藏柿ノ木町 27	平尾台	平尾台西集会所	平尾台一丁目 19-11
	六地藏公会堂	六地藏奈良町 35-10		平尾台東集会所	平尾台三丁目 13-6
木幡	木幡北畠集会所	木幡北畠 45-8	菟道	菟道集会所	菟道河原 7-1
	平尾東集会所	木幡平尾 27-53		菟道藪里集会所	菟道藪里 14-65
	平尾北集会所	木幡平尾 28-821		菟道南集会所	菟道荒檜 1-83
	平尾南集会所	木幡平尾 67-2		三室戸集会所	菟道荒檜 33-1
	平尾集会所	木幡平尾 16-4		車田集会所	菟道車田 25-12
	登り集会所	木幡花揃 13-3		三室戸北集会所	菟道出口 40-71
	西木幡集会所	木幡熊小路 19-144		菟道北集会所	菟道東車上り 5-142
	木幡熊小路集会所	木幡熊小路 38-115		平町集会所	菟道平町 60 - 97
	御園集会所	木幡御園 20 - 109		羽戸山	羽戸山集会所
	御蔵山南集会所	木幡御蔵山 39-1638	志津川	志津川集会所	志津川南組 16 - 3
	須留集会所	木幡須留 5-75	炭山	笠取南部集会所	炭山直谷 31-12
	御蔵山集会所	木幡赤塚 49-4	東笠取	笠取集会所	東笠取稲出 23-4
	南山集会所	木幡南山 13-99	明星町	明星集会所	明星町一丁目 9-87
	南木幡集会所	木幡南山 4-54	宇治	若宮集会所	宇治壺番 103
	南山南集会所	木幡南山 54-11		宇治橋通集会所	宇治壺番 65-5
	東木幡集会所	木幡南山 68-3		上権現集会所	宇治大谷 5-16
	中木幡集会所	木幡北畠 10-10		蔭山東集会所	宇治蔭山 30 - 10
	木幡檜尾集会所	木幡檜尾 47-7		蔭山集会所	宇治蔭山 68-98
	一番割集会所	五ヶ庄一番割 64		米阪集会所	宇治米阪 5 - 67
	五ヶ庄南集会所	五ヶ庄岡本 1-4		里尻集会所	宇治里尻 6-4
広岡谷集会所	五ヶ庄広岡谷 2-506	市役所前集会所		宇治下居 10-3	
三番割集会所	五ヶ庄三番割 37	戸ノ内集会所		宇治戸ノ内 64-5	
西岡屋会館	五ヶ庄寺界道 69-1	半白集会所		宇治半白 20-42	
五ヶ庄東集会所	五ヶ庄芝ノ東 17-25	新半白集会所		宇治半白 76-3	
広芝集会所	五ヶ庄芝ノ東 40-4	妙楽集会所		宇治妙楽 13-11	
大和田西集会所	五ヶ庄新開 14-51	矢落集会所		宇治矢落 71	
大和田集会所	五ヶ庄西浦 22-6	御廟集会所		宇治御廟 29-12	
西川原集会所	五ヶ庄西川原 21-29	川東集会所	宇治東内 21 乙		
大林集会所	五ヶ庄大林 21 - 6	折居台	折居台南集会所	折居台一丁目 4-207	
福角集会所	五ヶ庄福角 1-1		折居台東集会所	折居台四丁目 1-228	
南部福角集会所	五ヶ庄福角 35-20		折居台北集会所	折居台二丁目 1-122	

大字	集会所名	集会所所在地
天神台	天神台集会所	天神台一丁目 1-8
白川	白川集会所	白川娑婆山 16-1
槇島町	槇島十一集会所	槇島町十一 113-16
	槇島三軒家集会所	槇島町一ノ坪 158
	吹前集会所	槇島町吹前 37
	東目川集会所	槇島町清水 17-1
	下村集会所	槇島町大幡 48-4
	紫ヶ丘集会所	槇島町南落合 56-20
	槇島集会所	槇島町北内 24-2
	西目川集会所	槇島町落合 230
	落合集会所	槇島町落合 97-7
小倉町	老ノ木集会所	小倉町老ノ木 53-4
	春日森集会所	小倉町春日森 44-3
	中畑集会所	小倉町中畑 49-3
	西山集会所	小倉町西山 19-12
	蓮池集会所	小倉町蓮池 102-12
	蓮池中集会所	小倉町蓮池 151-25
	東堀池集会所	小倉町堀池 23 - 18
	堀池集会所	小倉町堀池 39-42
	南小倉集会所	小倉町南浦 71-138
	西小倉集会所	小倉町南堀池 52-3
	南堀池集会所	小倉町南堀池 85-7
	伊勢田町	伊勢田集会所
砂田北集会所		伊勢田町砂田 40-6
砂田集会所		伊勢田町砂田 6-132
中ノ田集会所		伊勢田町中ノ田 37-178
名木集会所		伊勢田町名木一丁目 1-280
名木西集会所		伊勢田町名木二丁目 1-59
伊勢田南集会所		伊勢田町南山 42-16
南遊田集会所		伊勢田町南遊田 13-13
伊勢田北集会所	伊勢田町若林 21-3	

大字	集会所名	集会所所在地
琵琶台	宇治野神集会所	琵琶台三丁目 12-3
	琵琶台集会所	琵琶台三丁目 9-6
神明	宮西集会所	神明宮西 46-1
	城南荘集会所	神明宮東 88
	神明集会所	神明石塚 92-2
羽拍子	羽拍子集会所	羽拍子町 27-48
南陵町	南陵集会所	南陵町一丁目 1-353
	南陵南集会所	南陵町三丁目 1-74
安田町	安田町集会所	安田町大納言 1
開町	開集会所	開町 63 - 4
広野町	小根尾集会所	広野町小根尾 138-227
	北広野集会所	広野町桐生谷 46-59
	緑ヶ原集会所	広野町新成田 26-1
	南広野集会所	広野町寺山 45-15
	広野寺山集会所	広野町寺山 58-118
	奥広野集会所	広野町尖山 2-21
	広野友が丘東集会所	広野町尖山 34-1
	尖山集会所	広野町尖山 4-657
	広野成田集会所	広野町成田 1 - 48
	西広野集会所	広野町西裏 50-3
	広野集会所	広野町丸山 1-1
	広野丸山集会所	広野町丸山 52-11
	広野宮谷集会所	広野町宮谷 106-8
	大開西集会所	広野町大開 9-129
	広野三軒家集会所	広野町大開 177-3
	大開集会所	広野町大開 51-4
寺山台	寺山台集会所	寺山台二丁目 10-1
大久保町	西大久保集会所	大久保町旦棕 28-3
	南大久保集会所	大久保町上ノ山 53-53
	平盛集会所	大久保町平盛 15-14

## 令和3年度 町内会・自治会の手引き

発行：令和3年6月

作成：宇治市役所産業地域振興部自治振興課

電話：0774-22-3141（代表）

FAX：0774-21-0408